

談話論からみた長野県北信方言の絶対敬語

沖 裕 子

(信州大学 学術研究院 人文科学系)

要旨

長野県北信地方は絶対敬語地域であり、県内他地域が相対敬語地域であることと対立している。北信方言の絶対敬語は、関西中央部から西日本一帯および北陸・新潟に広がる分布と連続的である。本論では、京阪方言の絶対敬語と、北信方言の絶対敬語を対照させて、その性格に相違があることを述べた。また、『長野県史 方言編 全一卷』の資料をひもとくことで、北信方言の敬語の特徴を整理した。

京阪方言では、述語に使用される尊敬語によって話題の第3者が上位待遇を受ける用法(第3者待遇表現)が家庭内でも安定的に使用され続けており、また、話題の第3者に対する親愛感情によって待遇価の異なる述語を形成する形態素(ハル、ヤル、ヨル、トル、トク)を選択しうるしくみがある(辻2009)。北信方言の絶対敬語は、こうした話題の人物への親愛感情による語形選択のしくみがなく、また、絶対敬語の使用と第3者待遇表現の使用が並行的ではないことを明らかにした。第3者待遇表現は、絶対敬語の成立要件である家庭内の目上への使用が消滅しても、近隣の目上へは使用されていた。こうした特徴は、家庭内で第3者待遇表現を用いない相対敬語地域と北信方言が境界を接することから起こる可能性を指摘した。なお、当地は尊敬語・謙譲語・丁寧語が豊富で、それらの変異形が地域内にみられることも整理した。

キーワード：絶対敬語 相対敬語 長野県北信方言 京阪方言 第3者待遇表現

1. はじめに

本論では、長野県北信方言の敬語体系と敬語運用について、『長野県史 方言編 全一卷』(以後、馬瀬(1992))の記述をもとに、再整理を試みたい。

加藤(1973、1979)が、全国方言の敬語概観を行っているが、長野県北信方言は、県内

のその他の地域と異なり、「身内尊敬表現を持つ方言域」とされており、関西方言と連続的な分布をもつ。また、県内の北信地方以外の地域は、「他者尊敬表現方言域」とされており、岐阜・愛知と連続的な分布をなす。本論では、前者を絶対敬語、後者を相対敬語という術語で呼んでおく。絶対敬語については、その後も研究が進んだが、相対敬語については共通語を例外として方言敬語の体系的研究は、ほとんどみられない。

絶対敬語について、京都方言の敬語運用の詳細な実態を伝える辻(2009)を見ると、関西中央部の絶対敬語と長野県北信方言の絶対敬語は異なる特徴をそなえているもののように思える。本論の目的は、長野県北信方言の絶対敬語をとりあげ、(1)関西中央部の絶対敬語と長野県北信方言の絶対敬語の違いについて、(2)長野県北信方言の絶対敬語の特徴について、先行研究を整理し再考することにある。長野県北信方言の絶対敬語は、隣接する長野県東信方言、中信方言が相対敬語地域であることから、そちらとどのように連続していくかについても多少ふれておきたい。

長野県北信方言における絶対敬語は、馬瀬(1992)の詳細な記述および言語資料を整理し、再考する。おそらく、現在は調査当時とは異なると思われるが、全国的にみた絶対敬語の地域差の特徴を観察するために、絶対敬語が比較的良好に使用されていた時代の文献資料として活用したい。

以下、まずは、加藤(1977)によって、長野県北信方言が絶対敬語地域であることをみとうえで(2節)、関西中央部の絶対敬語とはどのようなところが異なるのかを示す。また、絶対敬語を相対敬語との対比でとらえていくうえで必要な概念整理を行う(3節)。絶対敬語、相対敬語とは、ひとつには言語体系そのものの問題であるとともに、言語運用もみなければその定義ができない。そのため、まず北信方言の敬語体系について(4節)、次に北信方言の敬語運用について(5節)、節を分けて整理をしていく。中でも敬語運用のほうに重点を置いて述べていきたい。敬語運用は、使用に注目する点で、談話論に位置づけられる。

2. 絶対敬語に属する北信方言

敬語運用からみた方言敬語については、加藤(1977)が次のような言語地図を描いている。図1によると、長野県北信地方は、関西から続く「身内尊敬表現を持つ方言域」になっている。また、北信に隣接する東信、中信地方は、「他者尊敬表現方言域」である。加藤(1973)では、身内尊敬表現についての説明があるが、他者尊敬表現については、

特段の説明がみられない。以後、本論では「身内尊敬表現」「他者尊敬表現」を用いず、「絶対敬語」「相対敬語」という術語を用いていく。

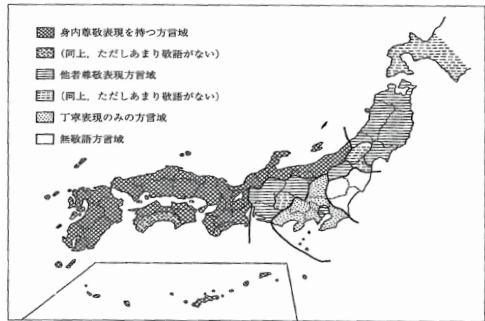


図 3-7 敬語の全国分類

出典：加藤 (1977)。

図 1 敬語の分類と分布 加藤 (1977) より引用

3. 関西中央部と対照させた北信方言の絶対敬語

3-1 第三者待遇表現の用い方

辻 (2009) は、京都方言のハル敬語について、談話資料とアンケートを用いて考察している。辻 (2009) によれば、関西のハル敬語は、聞き手以外の人物を指す第三者待遇が基本用法であるが、人物だけではなく犬や豆などの、動物やモノも尊敬語で待遇することができること、男性話者は、敬語ハルとならんで軽卑語ヨル、トル、オルなどを交替形式として聞き手以外の第三者待遇専用を用いること、その際には話題の有情物に対する親愛感によってこれらの交替形式の選択が行われることなどが指摘されている。こうした京都方言 (もしくは京阪方言) の特徴は、後述するように、長野県北信方言の絶対敬語にはみられないものである。絶対敬語といっても、その言語体系と言語運用の特徴には地域差がみとめられるといえよう。

3-2 第三者待遇表現の定義

言語資料をひもとく前に、ここでは、絶対敬語とはなにかについて概念整理を行っておきたい。なお、本論が言及する尊敬語とは、述語に用いられる尊敬語のことであり、さらに、述語命令形を除いたものである。述語中にみられる依頼・命令形「アガッテ (召し上がって)」「ザシキニアガッテオクレ (座敷に上がっておくれ)」は対者用法しかもたないため、これらの用法を除いて考える。本論では、述語として使用された尊敬語が、主語の指す人物を上位待遇する用法 (以後、永田 2001 にならい第三者待遇表現と呼ぶ) を問題にしていく。

なお、尊敬語・謙讓語・丁寧語の定義は、菊地(1997)に従う。述語に用いられる尊敬語・謙讓語は、その文の格成分が指示する人物の上下待遇を行う文法的敬語であり、丁寧語は命題内容を変更せずに話し手の聞き手に対する敬意を表現するモーダルな意味を添える機能語である。述語に用いられる尊敬語は、その文の主語にあたる人物を上位に待遇する。なお、本論では以後、この人物が聞き手の場合に対者的第3者待遇表現(あるいは対者用法)と呼び、この人物が、聞き手以外の第3者である場合に言及的の第3者待遇表現(あるいは言及用法)と呼ぶ。

3-3 絶対敬語と家庭内における第3者待遇表現使用について

さて、先行研究では、現代方言の絶対敬語について次のような指摘がなされている。たとえば、永田(2001)は、次のように指摘している。

絶対敬語であるか相対敬語であるかを判断できるのは、話題の第3者が関与している場合のみである。話し手と聞き手との関係において第3者をどのように待遇するかが絶対、相対の基準である。第3者が話し手側の人物である場合、また、聞き手側の人物である場合、そして、その第3者が話し手にとって目上の人物であるかどうか、聞き手にとって目上であるかどうかという二元的な関係を考慮することによってのみ絶対敬語であるか相対敬語であるかが判断できる。

(永田2001:6-7より。下線論者)

永田(2001:6-7)の指摘のひとつは、絶対敬語と相対敬語を分ける特徴は、聞き手ではない話題の人物である第3者をどのように待遇するかにある、というものである。適切な指摘である。

しかしながら、話題の人物である第3者を尊敬語で待遇する(注1)ことが、家庭内でも行われているかどうか、という点への顧慮については明確にされていない。

さらに、中井(1992)、辻(2009)が、次のような指摘を行っている。下記に辻から引用して示す。

現代日本標準語の相対敬語的運用と対比させて絶対敬語的運用の規範があるというためには、身内の目上に対し話し相手待遇と第三者待遇で同じような尊敬語形式を

用い、かつ、第三者待遇の場合の話し相手が他人でもその形式が使用されることを示さなければならない。先行研究でこの点を押さえて調査しているのは中井精一(1992)だけである(略)(辻(2009:15)より。下線論者)

辻(2009:15)が指すところの「身内の目上」は、「家庭内の身内」の目上を含んでいることは同書全体から明白であるが、指摘そのものに明示されていない。「身内」の指す範囲が社会的集団にまでおよぶかどうかの検証を要するためにあえて避けたとも考えられる。

関西中央部のハル敬語は、家庭内の目上の人物に対して日常的に使用されることが自明であるため、ウチの指す範囲が、家庭集団であるか、家庭外の社会的集団におけるウチ意識をもたれるどのような集団なのかに関心が寄せられていることは理解できる。

しかしながら、長野県北信方言の絶対敬語をみていく上では、まさに「家庭内」で、尊敬語が、対者的、言及的に、第3者待遇表現として使用されているかどうか、もっとも重要な特徴になってくる。というのは、隣接する相対敬語地域である長野県東信方言、中信方言においても北信方言同様に尊敬語は豊富であるが、その運用においては、家庭内で、尊敬語の第3者待遇表現の使用がみられないからである。共通語敬語(あるいは都市型敬語)であれば、たとえば会社組織などにおいてウチ集団を社会的に認めることができるが、農業を中心とした地域の方言敬語ではこうした社会集団でのウチソトは考えにくく、「家庭」がウチの典型となってくる。そのため、家庭での尊敬語第3者待遇表現の使用の有無が、絶対敬語と相対敬語を分ける基準となってくると考える。

関西中央部では、対者には使用されず言及的の第3者待遇表現のみに使用される待遇価値のさほど高くない敬語形式であるヤルなどもあり、また、男性話者が使用する軽卑語化したヨル、トルも対者には使用されず言及的の第3者下位待遇専用形式のようである。つまりは、その場にはいない第3者を待遇する上下表現形式とその運用が盛んな地域であると考えられる。そして尊敬語の第3者待遇表現は、家庭内の会話でも安定して使用されている。長野県北信方言の絶対敬語はこれとは異なっており、後述するように、家庭外で尊敬語の第3者待遇表現の使用が継続されても、それに先立って、家庭内での使用が消えていくのである。

3-4 相対敬語地域と隣接する北信方言の絶対敬語

絶対敬語地域である長野県北信方言は、相対敬語地域に隣接しており、そことの

連続性、非連続性も考慮する必要があるだろう。

両者を対照すると、長野県北信方言の絶対敬語が「家庭内の目上にも尊敬語の第3者待遇表現を使用する」方言であるのに対して、隣接した相対敬語地域である長野県東信方言、中信方言は「家庭内の目上には尊敬語の第3者待遇表現を使用しない」方言であることが、大きな弁別の特徴となる。念のために付言すれば、あくまでも述語に尊敬語を用いて、主語にあたる人物を上位待遇する第3者待遇表現の使用に限った場合の記述である。相対敬語地域である長野県東信方言、中信方言でも、家庭内の目上に対する敬語使用は豊富にみられる。しかし、それは、名詞の尊称や敬意終助詞を用いた丁寧語の待遇表現が主となるのである。加藤(1977)の用語「他者尊敬表現方言」とは、おそらくこうした体系と運用のことを指して述べているのだろうと思われる。

以上の議論をまとめると、長野県内の絶対敬語の記述には、次のような用法が同時に観察されることになる。①は言語体系の問題、②から④は言語運用の問題であり、この④が絶対敬語と呼ばれるものになる。

- ① 目上に対して使用できる尊敬語をその言語体系が有している。
- ② 述語に尊敬語を用いて、第3者を上位に待遇する第3者待遇表現の用法がある。
- ③ 家庭内で、目上に対して第3者待遇表現を使用する。
- ④ 聞き手が家庭外の人の場合でも、家庭内における目上に対する待遇表現を変えない。

絶対敬語は、まず、①のように尊敬語語彙をその言語体系が有していなければ成立しない。また、②のように、尊敬語を、話題の第3者に対して用いる用法がなければならない。さらに、③のように、家庭内で目上に対して第3者待遇表現として尊敬語を使用しなければ成立しない。この場合、第3者待遇を表わす相手が、聞き手であっても(対者用法)、聞き手以外の上位待遇すべき第3者でも(言及用法)、どちらでもよい。

④は、ソトの相手に対して、話し手より目上のウチの相手を話題にする場合に、尊敬語を用いる用法である。④の段階では、言及的第三者待遇のみが問題になる。

以上、聞き手との関係に拘らず話し手は当該人物への尊敬語使用を変えない絶対敬語と呼ばれる④の用法が成立するためには、①の言語体系を有していることと、②③の運用実態があることが前提となる。次節「4」では、長野県北信方言の敬語体系について整理しておきたい。

4. 北信方言の敬語体系

北信方言における敬語は、「表現文法」の「待遇表現」のなかで詳述されている(馬瀬(1992: 175-194))。国立国語研究所の表現文法の調査を援用しながら記述されているが、国立国語研究所の調査では、次のように場面設定をし、「目上の人に非常に丁寧という場面(S 2 場面)」と「近所の知り合いの人にやや丁寧という場面(S 1 場面)」における待遇表現を尋ねている。そこで、この観点から、馬瀬(1992)の委細を省略しつつ概観してみたのが、次である(注2)。

○北信方言 S 2 場面で用いられる敬語(馬瀬1992より)

尊敬語

－オ～ナサル

使用地点：長野市街地、飯山市街地、中野市桜沢、豊田村上今井、長野市大豆島。

不使用地点：山間部の飯山市富倉、鬼無里村鬼無里、小川村桐山、平野部から多少
奥まったところに位置する信濃町柏原、更埴市森

－オ～ナサンス

使用地点：長野市街地(高年層女性一部)、飯山市街地、中野市桜沢、信濃町柏原

－シャル

使用地点：信濃町柏原、長野市街地、中野市桜沢

－オ～ヤル

使用地点：小川村桐山、鬼無里村鬼無里、豊田村今井

敬語動詞－タエ(希求表現)

使用地点：鬼無里村鬼無里、豊田村上今井、中野市桜沢、長野市大豆島、小川村桐山

謙讓語

謙讓語語彙：オル(エルに対して)、マエル／メール(クルに対して)

謙讓語接辞：オ～シル、オ～イタス

丁寧語

尊敬語／謙讓語＋－ヤス類(－ヤス、－ヤンス、＝ゴアンス、＝ゴザンス、＝ゴワス)

使用地点：－ヤス：飯山市街地、信濃町柏原、長野市街地、長野市大豆島、更埴市森

－アス(鼻母音)：鬼無里村鬼無里

－ヤンス：豊田村上今井、中野市桜沢、長野市街地

- アンス(鼻母音)：豊田村今井
- ガス(鼻音)：小川村桐山
- =ゴザンス：長野市街地、飯山市街地、飯山市富倉、豊田市上今井、
信濃町柏原、中野市桜沢、長野市大豆島ほか広く分布
- =ゴワス：長野市街地以外(長野市街地では、S1場面)

○北信方言S1場面で用いられる敬語(馬瀬1992より)

尊敬語

- ナサル 使用地点：「オ～ナサル」に同じ
- ナサンス 使用地点：「オ～ナサンス」に同じ
- ル 使用地点：北信地域に広く分布
- タエ(希求表現) 使用地点：「敬語動詞+タエ」に同じ

丁寧語

- ヤス類(-ヤス、-ヤンス、-ス、=ヤス、=ヤンス、=アンス(鼻母音)、=ゴワス)
- 使用地点：「敬語動詞-ヤス類」にほぼ同じ

敬意終助詞

- =エ 使用地点：北信地域に広く分布

馬瀬(1992)の記述では、北信方言は、敬語体系からみて敬語形式が豊富であり、かつ、語形の地域差がみられることが分かる。尊敬語・謙讓語・丁寧語ともに、地点ごとに複数の形式を有し、こまかく待遇を表現することができることが特徴である。すなわち、S2場面で用いられるのに適した尊敬語・謙讓語・丁寧語があり、S1場面で用いられるのに適した尊敬語・丁寧語があつて、それぞれの場面においても複数の形式がみられる。

また、北信方言内では、地域によって語形が異なる。さらにまた、同じ語形が、北信のなかでも地域によって待遇価が異なる現象もみられる(気づかれにくい方言)。たとえば、「ゴワス」は、長野市街地では、S1場面にふさわしい丁寧語であるとされるのに対し、長野市街地以外では、S2場面にふさわしい丁寧語であると意識され、待遇価が地域によって異なることが分かる。歴史的には、長野市街地という都市部で、待遇価の下落をおこしたものと考えられる。

5. 北信方言の敬語運用

5-1 言語資料について

それでは、馬瀬(1992)から、北信方言の絶対敬語の実態と、北信方言内での地域差を第3者待遇表現の観点から整理してみたい。

言語資料は、同掲書の巻末に置かれた「テキスト方言訳」から得ていく。共通語のテキストを示し、方言訳を得た資料である。北信地方では、次項図2に示す7地点が収録されている。各地点方言訳のもととなる共通語テキストは3種類あり、そのうち次の「テキスト2」「テキスト3」を引用する。ここから、第3者待遇表現に関する次の①から⑥の用例を得ることができる(注3)。下線と()内の番号は、論者。

(1) テキスト2

おじいさん(A)が知り合いのおじいさんの家を訪ねる。あいにく相手は留守で、対応に出たのはおばあさん(B)。あとで嫁(C)が加わる。

A：今日は。お暑うございます。

B：あらあら、これはお久しぶりで。どうぞお上がりください。ほんとうにお暑いことですね。

A：おじいさんは①-1 おられるかね。

B：今、ちょっと畑へ⑥-1 行っていますが、じきに⑥-2 帰って来るでしょうから、お寄りになってお待ちください。

A：①-2 いらっしゃらないようなら、大した用でもないから、また来ますよ。

B：まあ、そんなことを言わないで少しお上がりになって。今、家の者を呼びにやりますから。-嫁に- 花子、畑へ行っておじいちゃんを呼んでおいで。早くしてくれよ。

A：そんなにしないでよろしいのに。それではちょっと待たせてもらおうかな。

-間- 長い間会わなかったが、おじいさんは元気で①-3 おられるかな。
何でも海洋博へ③-1 行って来られたという話を聞いたが。

B：お蔭様ですと⑥-3 元気でおります。この間家中で沖縄の海洋博へ行って来たんですよ。おじいさんもまだ見て③-2 いらっしゃらないようなら、1度見に行ってください。いろんな展示があってそれは立派でしたよ。

A：そうだろうね。

B：おばあちゃん、おじいちゃんはどこに④-1 いるんでしょう。畑へ行ってみた

けどどこにも④-2) いなかったですよ。その辺少し探して見たんだけど。

(2) テキスト 3

A (男性、50歳ぐらい)がB (父親、70歳~80歳ぐらい)に留守番を頼むところから始まる。

A : おじいさん、(あなたは)きょうは家に⑤-1) いますか。

B : うん、いるよ。

A : きょうは昼過ぎ小学校の同級会でね、これから出掛けなければならないんですよ。

悪いけれども留守番をしてもらえますか。

B : ああ、いいよ。ところで同級会には担任の丸山先生も②-1) 来られるのか。

A : ええ、東京からわざわざ②-2) 来て下さることになっているんですよ。

B : ああ、そうか。お前と仲の良かった太郎さんも来るかな。

A : いいえ、仕事が忙しくて来られないという話です。けれどもやはり一緒に遊んだ春子さんは、会に出るということで、きのうから実家の方に来ているんですよ。夕方には妻が帰って来て夕飯の支度をします。お茶でも飲みながらゆっくりテレビでも⑤-2) 見ていて下さい。

B : いや、ゆっくりもしてもらえない。やり残した仕事があるからな。それをやっているよ。それじゃ気をつけて行って来いよ。先生によろしく申し上げてくれよ。

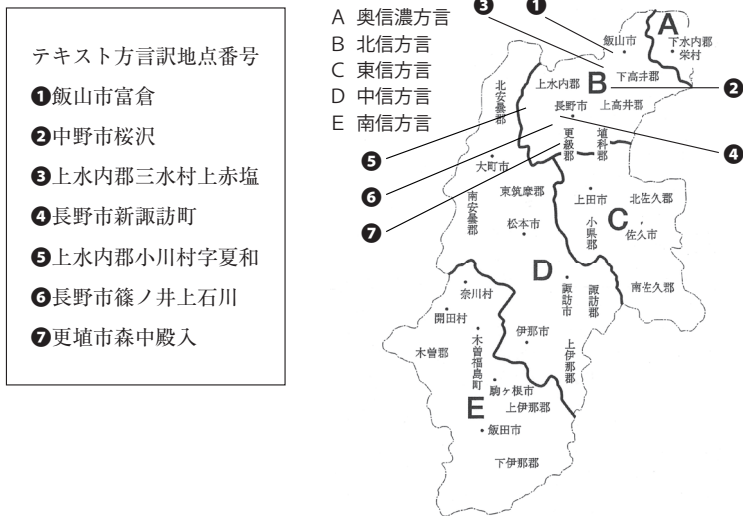


図2 長野県方言区画(馬瀬1992に地点番号を加筆)

5-2 長野県北信方言の絶対敬語と第3者待遇表現の使用状況

先のテキスト2、テキスト3の各地点方言訳の資料からは、聞き手が家庭外の人か家庭内の人か、言及用法か対者用法か、目上の人物が誰かという観点から、下記の①から⑥の6つのタイプの第3者待遇表現を得ることができる。話し手と聞き手は[]内に記す。年配者であり「おじいさん」とされている人物は「爺」、「おばあさん」とされている人物は「婆」と略記する。

また、上述の第3者待遇表現について、そうした用法の地点別有無を、○×の記号で一覧したものが表1である。

- ① 家庭外・第3者待遇表現・言及用法・近所の顔見知り[爺→婆]
- ② 家庭外・第3者待遇表現・言及用法・担任の先生[父親→息子][息子→父親]
- ③ 家庭外・第3者待遇表現・対者用法・近所の顔見知り[爺→婆][婆→爺]
- ④ 家庭内・第3者待遇表現・言及用法・舅[嫁→姑]
- ⑤ 家庭内・第3者待遇表現・対者用法・父親[息子→父親]
- ⑥ 絶対敬語・言及用法・配偶者[婆→爺]

表1 長野県北信方言における第3者待遇表現の運用 その1

[家庭外言及近所／家庭外言及先生／家庭外対者／家庭内言及／家庭内対者／絶対敬語]

[○ある ×ない]

分類	番号	話し手	聞き手	話題の人物	飯山市富倉	中野市桜沢	上水内郡三水村上赤塩	長野市新諏訪町	上水内郡小川村字夏和	長野市篠ノ井上石川	更埴市森中殿入
家庭外尊敬語(言及)	①-1	近所の爺	近所の婆	聞き手の配偶者	○	○	○	○	○	○	×
家庭外尊敬語(言及)	①-2	近所の爺	近所の婆	聞き手の配偶者	○	○	○	○	○	○	×
家庭外尊敬語(言及)	①-3	近所の爺	近所の婆	聞き手の配偶者	○	○	○	○	○	○	×
家庭外尊敬語(言及)	②-1	父親	息子	聞き手の担任	○	○	○	○	×	○	×
家庭外尊敬語(言及)	②-2	息子	父親	話し手の担任	○	○	○	○	×	○	×
家庭外尊敬語(対者)	③-1	近所の爺	近所の婆	近所の婆	○	○	○	○	○	○	×
家庭外尊敬語(対者)	③-2	近所の爺	近所の婆	近所の爺	○	○	○	○	×	○	×
家庭内尊敬語(言及)	④-1	嫁	姑	話し手の舅	○	○	○	○	×	○	×
家庭内尊敬語(言及)	④-2	嫁	姑	話し手の舅	○	○	○	○	×	○	×
家庭内尊敬語(対者)	⑤-1	息子	父親	話し手の父	○	○	○	×	×	○	×
家庭内尊敬語(対者)	⑤-2	息子	父親	話し手の父	×	×	×	×	×	○	×
絶対敬語	⑥-1	婆	近所の爺	話し手の配偶者	○	○	○	×	×	×	×
絶対敬語	⑥-2	婆	近所の爺	話し手の配偶者	○	○	○	×	×	×	×
絶対敬語	⑥-3	婆	近所の爺	話し手の配偶者	○	×	×	×	×	×	×

表1からは、次のことが分かる。

第1に、絶対敬語の用法は、北信地方の中でも相対的に北に位置する飯山市富倉、中野市桜沢、上水内郡三水村上赤塩にみられるが、相対的に南に位置する長野市新諏訪町、上水内郡小川村字夏和、長野市篠ノ井上石川、更埴市森中殿入にはみられない

ことである。ちなみに、馬瀬(1992)の本文記述においては、長野市街地にもみられるとされているが、「テキスト方言訳」では観察されない。馬瀬(1992)では、長野市新諏訪町が市街地に入るかどうか明記されていないが、地理的には市街地に入ると考えられる。また、分布からみてもかつて絶対敬語が使用されていた地域であろう。

第2に、調査時点でみる限り、絶対敬語の用法と第3者待遇表現の用法の分布は、地理言語学的に重ならない。そこで、絶対敬語の用法と第3者待遇表現のどの用法に相関があるかを考慮し、地点を入れ替え項目ごとに示したのが、表2である。

表2 長野県北信方言における第3者待遇表現の運用 その2

第3者待遇表現・家庭内目上第3者待遇表現・絶対敬語

[○ある ×ない]

敬語運用 地点	家庭外 尊敬語 言及 (①)	家庭外 尊敬語 対者 (③)	家庭外 尊敬語 言及 (②)	家庭内 尊敬語 言及 (④)	家庭内 尊敬語 対者 (⑤)	絶対敬語 (⑥)
飯山市富倉	○	○	○	○	○	○
中野市桜沢	○	○	○	○	○	○
三水村上赤塩	○	○	○	○	○	○
長野市篠ノ井上石川	○	○	○	○	○	×
長野市新諏訪町	○	○	○	○	×	×
小川村高府字夏和	○	○	×	×	×	×
更埴市森中殿入	×	×	×	×	×	×

(1例でもあれば、○とした。)

5-3 長野県北信方言の絶対敬語と第3者待遇表現使用の相関

表2をみると、次のようなことが分かる。

第1に、更埴市森中殿入は、第3者待遇表現がみられない。そこで、北信方言に区画されるものの、当地点は相対敬語地域であるといえる。

第2に、絶対敬語が行われている3地点をみると、第3者待遇表現は、家庭内の人物、外の人物について、言及用法・対者用法を問わず使用されていることが分かる。

第3に、絶対敬語がみられない3地点では、第3者待遇表現の出現の様相が、地点ごとにわずかずつ異なっていることが分かる(注4)。まず、長野市篠ノ井上石川では、

絶対敬語は使用されていないが、家庭内外における第3者待遇表現すべてが使用されている。次に、長野市新諏訪町では、絶対敬語と家庭内目上に対する対者用法(父親を上げる用法)が使用されていないが、それ以外の第3者待遇表現はすべて使用されている。さらに、小川村高府字夏和では、絶対敬語、家庭内目上に対する言及、対者用法、家庭外の担任の先生を上げる用法が使用されておらず、第3者待遇表現では近所の親しい目上を上げる言及・対者用法のみがみられる。

以上3点の観察から、次のようなことが推察される。

表1、表2から観察されたのは、次のことであった。北信方言地域には第3者待遇表現を使用する地点と使用しない地点があり、第3者待遇表現の使用状況をみる限り、(1)絶対敬語を使用する地域、(2)絶対敬語は使用しないが第3者待遇表現は使用する地域、(3)第3者待遇表現をまったく使用しない相対敬語地域、が含まれている。更埴市は、音韻体系も異なり(馬瀬1992:44-45)、移住の可能性もあるためひとまず除き、6地点についてみると、次のような第3者待遇表現の使用の消長があることが推察される。

すなわち、まず、絶対敬語から使用されなくなり、次に、家庭内の対者用法、言及用法、そして、家庭外のより疎遠な人物への言及用法、最後に、家庭外近隣への言及用法と対者用法が残ることである。なお、家庭外のより疎遠な人物への対者用法は「テキスト方言記」に該当する用例がないため不明である。これをまとめると、次のようになる。aからfの順序で消滅していったと思われる。

長野県北信方言における第3者待遇表現の消長

※ a から f の順序で消滅していく。e と f の順序は不明

a 絶対敬語

b 家庭内目上への対者用法

c 家庭内目上への言及用法

d 家庭外疎目上への言及用法(※対者用法は資料なし)

e 家庭外近隣目上への言及用法 = f 家庭外近隣目上への対者用法

地点数が少ないなかでの推察であるため、今後、この仮説は検証される必要があろう。しかしながら、馬瀬(1992)という信頼しうる資料を再整理する限り、北信方言の第3者待遇表現は、まず、家庭内での使用から消えていき、近所の顔見知りの目上に対する

用法が後まで残る、という蓋然性は高い。

長野県北信方言は、くりかえすように、その南側一体に相対敬語地域が広がっており、そちらの影響を被ることがある点で、関西中央部のように、第3者待遇表現が家庭内でも確固として使用され続けている地域特性とは自ずから異なるものがあることが観察されたと考える。

6. まとめ

以上、馬瀬(1992)により、長野県北信方言の敬語体系と敬語運用を再整理した結果のあらましを述べておきたい。

長野県北信方言の敬語体系の特徴はⅠに、敬語運用の特徴はⅡにまとめられる。

Ⅰ. 敬語体系からみて敬語形式が豊富である。方言区画内で語形の地域差がみられる。

(1) 尊敬語・謙讓語・丁寧語の形式が豊富である。

(2) 目上の人に非常に丁寧という場面(S2場面)と、近所の知り合いの人にやや丁寧という場面(S1場面)があり、それぞれ専用に使われる敬語がある。S2場面に適した尊敬語・謙讓語・丁寧語があり、S1場面に適した尊敬語・丁寧語が、発達している。

(3) 同じ語形が、北信のなかでも地域によって待遇価が異なる現象がみられる(気づかれにくい方言)。

(4) 尊敬語・謙讓語・丁寧語が豊富な地域と、そうではない地域がみられる。また、敬意終助詞(沖2018)の使用もみられる。

Ⅱ. 敬語運用の地域差がみられる。

(5) 北信地方には、絶対敬語を使用する地域、絶対敬語を使用しないが第3者待遇表現を使用する地域、第3者待遇表現を使用しない地域が含まれている。

(6) 北信方言における第3者待遇表現は、次の順序で消滅していく。絶対敬語→家庭内目上への対者用法→家庭内目上への言及用法→家庭外疎目上への言及用法→家庭外近隣目上への言及用法・対者用法。家庭内目上への第3者待遇表現が使用されなくなった時点でも、家庭外近隣目上への言及・対者用法は使用されている。

7. おわりに

以上、長野県北信方言の絶対敬語と第3者待遇表現の使用について、主として馬瀬(1992)の記述と言語資料を中心に整理考察してきた。

北信方言では第3者待遇表現が家庭内の使用から先に消えていくことを示し、京阪方言が現在でも家庭内で第3者待遇表現の使用が安定している状況と相違することに言及した。絶対敬語の性格にも地域差がみられることを示したものである。

家庭内での第3者待遇表現が消えることは、すなわち、絶対敬語という運用が消えることに直結する。しかしながら、絶対敬語が使用されなくなっても、北信方言では、第3者待遇表現の家庭外近隣場面での使用が残っていることを明らかにした。また、第3者待遇表現がまったく使用されない地点も1地点あった。移住によるものと思われるが、これは、相対敬語である。北信方言は相対敬語地域と隣接しているが、長野県内の相対敬語地域では、話題の第3者待遇表現そのものが家庭内では使用されない。

今後の課題として、次の2点を記しておきたい。第1には、北信方言に隣接し、県下のその他の地域に広がる相対敬語地域の敬語体系と敬語運用を明らかにしていくことである。第2には、信州の方言敬語を考えるうえで、敬意と親しみとの関係を明らかにすることである。本論では言及できなかったが、馬瀬(1992:180)が、尊敬語-シャル類の待遇価が下落することによって親愛感が増した、という指摘をしている。共通語の敬語体系では敬意と親愛は同時に表現されないが、信州の敬語はそうでないことが指摘されている(沖2018)。信州の方言敬語では、近隣のやや目上に対して敬意と親しみを同時に表わす丁寧語にあたる敬意終助詞があるが、絶対敬語地域の第3者待遇表現でも敬意と親しみを表わす運用法がある可能性について、今後考察する必要があるだろう。これにより、さらに、方言敬語の研究が進むことを期したい。

【付記】

本稿は、上田女子短期大学公開講座での講演(2016年3月9日於同短期大学)、八十二文化財団方言学講座の講演(2019年8月2日於八十二別館)の内容をもとに、大幅に加筆したものである。本論の執筆につながる講演機会を与えて下さったことに、この場を借りて感謝申し上げます。なお、本研究は、J S P S 科学研究費補助金15K02561、18K00609の助成を受けたことを記します。

【注】

- (注1) 謙讓語を用いて高める用法もあるが、方言敬語では尊敬語の使用が中心であるので、ここでは除いて論じる。
- (注2) 馬瀬(1992)は、明治から昭和生まれの話者を対象にした長野県下424地点の調査、延べ約100地点の重点調査、30の主要調査地点の調査結果の集大成である。長野県の5つの方言区画ごとに、音韻体系、形態、品詞、表現文法について記述され、方言区画内の変異についても言及している。また、言語地図200葉、主要調査30地点のテキスト方言訳が添えられている。同書は、方言の記述的研究と言語地理学研究において、今日でも他の追隨を許さない業績の一つに数えられるとよいであろう。
- (注3) 参考のために、絶対敬語がみられる中野市桜沢のテキスト方言訳を馬瀬(1992)より引用して示す。

◆中野市桜沢 テキスト方言訳2

[設定：おじいさん(A)が知り合いのおじいさんの家を訪ねる。あいにく相手は留守で、応対に出たのはおばあさん(B)。あとで嫁(C)が加わる。]

A：コンチワー、オアツ ゴザンス

B：アレマー、コリヤ ハールカブリデ。サーサー オアカ^ンナシテ オクラエ。ホントニ
アオツイ コンダサナー。

A：ジーサンナ エラルカエ。

B：エマ チョックラ ハダケー エッテラルケンド、ヘー ジキ ケーッテ コラルカラ
オヨリナシテ マットクラエ。

A：オヤンネナラ、テーシタ ヨーデモ ネーカラ、マタ キヤンショ。

B：マー スンナ コン セワンデ スコシ オアカ^ンナッテ。エマ ウチノ モンノ
ヨビー ヤリヤンスカラ。-嫁に- ハナコ ハダケー エッテ オジサー ヨンデ
コエヤ。ハエクシテ クロヤ。

A：ソンネニ シネーデモ ヨゴザンスノニ。フンジャー チョックラ マタシテ モラワズカナ。
-間- ナゲー アエダ アワネカッタケン、ジーサンナ タッシャデ オヤルカナ。
ナンデモ カエヨーハクエ エッテ コラッタ セウ ハナシヨー キキヤンシタガ^〇。

B：オカケ^〇サンデ ズット ゲンキデ エヤンス。コネーダ ヤウチジョーデ オキナワノ
カエヨーハクエ エッテ キヤンシタヨ。オメサンモ マダ ミー エカシヤンネンダラ、

エチド ミー エッテ ミララネカエ。エロンナ テンジカ° アッテ ソリヤ
リップパデ ゴザンシタヨ。

A：ソーズラナ。

C：バーチャン、ジーチャンナ ドコニ エラルンカエ。ハダケー エッテ ミタケンド、
ドコニモ エララネカッタデー。ソノヘン スコシ サカ°シテ ミタンダケンド。

◆中野市桜沢 テキスト方言訳3

[設定：A(男性、50歳ぐらい)がB(父親、70歳～80歳ぐらい)に留守番を頼むところから始まる。]

A：ジーチャン、オメ キョー ウチニ エラルカエ。

B：ウン、エルゾ。

A：アノナ キョー ヒルスキ° オラノ ショーカ°ッコノ ドーキューカイデナ、
コレカラ デカケニヤ ナンネンダヨ。ワリーケンド ロスバンノ シテ クラルカエ。

B：シー、イーワ。トコロデ ドーキュークワエニヤ ウチモチノ マルヤマセンサーモ
コラルンカ。

A：アー、トーキョーカラ ヤクヤク コラル コンニ ナッテルンダデ。

B：フン、ソーカ。オメト ナカノ エカッタ タローサモ クルカヤ。

A：エンニヤ シゴ°ト エソカ°シクテ コランネ セウ コンダ。ケンド ヤッパ
エッシュニ アスンダ ハルコサワ、カイニ デルテンデ キンナツカラ ジッカノ
ホエ キテルンダデ。バンカ°タ ウチンノカ° ケッテ キテ ヨーハンノ
シタクオ シルケン、オチャデモ ノミシマ ヨックラ テレビデモ ミテトクラエ。

B：エンニヤ、ヨックラモ シテランネ。ヤリノコシタ シゴ°トカ° アルカラナ。
ソリョ ヤッテラー。フンジャ キョー ツケテ エッテ コエヤ。センサーニモ ヨロシク
セッテ クロヤ。

(注4) なお、おじいさんが隣家のおばあさんに「オルカーナ」、息子が父親に「オルカエ」と使用している。「オル」は「エル(居る)」より丁寧であるという原注はあるが、これだけでは、「オル」が「エル」の尊敬語かどうかは不明であるため、「×(なし)」とした。莊重を加え、丁寧語としての機能を有する可能性は除外できないためである。

【引用文献】

- 沖裕子(2018)「長野県方言敬語の発想と表現－敬意終助詞が担う親しみと敬い－」
小林隆編『コミュニケーションの方言学』ひつじ書房
- 加藤正信(1973)「全国方言の敬語概観」『敬語講座 6 現代の敬語』明治書院
- 加藤正信(1977)「方言区画論」『岩波講座日本語11 方言』岩波書店
- 菊地康人(1997)『敬語』講談社(原本は、1994年、角川書店より刊行)
- 辻加代子(2009)『「ハル」敬語考 京都語の社会言語史』ひつじ書房
- 中井精一(1992)「関西共通語化の現状：大阪型待遇表現形式の伝播をめぐって」
『阪大日本語研究』4
- 永田高志(2001)『第三者待遇表現史の研究』和泉書院
- 馬瀬良雄(1992)『長野県史 方言編 全一卷』長野県史刊行会

On fixed-usage honorifics in Hokushin Dialect in Nagano prefecture from the perspective of spoken discourse

OKI Hiroko

Abstract

In Nagano prefecture, the Hokushin dialect area is one in which fixed-usage honorifics are used, whereas in the other areas of Nagano, relative-usage honorifics are used. In this respect the Hokushin dialect resembles the Kansai, Hokuriku and Niigata dialects, although this paper also discusses how Hokushin fixed-usage honorifics contain features which differ from Kansai honorifics in spite of being described by the same term. In this paper, the author reconsiders and describes Hokushin dialect honorifics at the level not only of word and grammar but also of spoken discourse by drawing on “A Description of the Languages of Nagano Prefecture”.

Honorifics are used in the sentence predicate when a subject is in the third-person and is not the person being addressed but someone referred to. In the Kyoto-Osaka (Keihan) dialect, honorifics used of the third person are a stable feature of speech addressed to members of the family regarded as being of higher status. And from the perspective of grammar, honorific vocabulary (‘haru’, ‘yaru’) and abusive vocabulary (‘yoru’, ‘toru’) are included in the same paradigm and used in the same position in the sentence according to an affective modality. In contrast to Keihan dialect usage, Hokushin dialect honorifics have no affective modality. Furthermore, in Keihan dialect, fixed-usage and third-person honorifics are both observed, whereas in some Hokushin dialect areas third-person honorifics continue to be used even though fixed-usage honorifics have fallen into disuse. In areas where fixed-usage honorifics are no longer heard, third-person honorifics are still used not of family members but in the neighborhood community. This phenomenon is a consequence of the location of Hokushin dialect adjacent to areas to the south where a relative-usage honorifics is found in dialects such as Tōshin and Chūshin, and where third-person honorifics are not used of family members. Hokushin dialect honorifics have a richer vocabulary than the honorifics of the Tōshin and Chūshin dialects.

Keywords: fixed-usage honorifics, relative-usage honorifics, Hokushin dialect in Nagano prefecture, Kyoto-Osaka dialect, third-person honorifics